

オプション取引におけるフレックス限月取引の導入等に伴う  
「業務方法書」等の一部改正について

I. 改正趣旨

本年6月25日に株式会社大阪取引所にて予定されているオプション取引におけるフレックス限月取引の導入等に伴い、業務方法書等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

記

II. 改正概要

(備考)

1. オプション取引におけるフレックス限月取引の清算対象取引への追加等

- ・ 権利行使により権利行使価格と現実価格との差に基づいて金銭を授受することとなる取引が成立する有価証券オプション取引を清算対象取引に追加する。

・ 業務方法書第3条、第7条、第38条、第73条の3から第73条の5の2、第73条の40、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第4条、第7条等

2. 有価証券オプション取引における企業再編時の建玉の取扱い

- ・ 有価証券オプション取引における対象有価証券である株券について、指定市場開設者が定めるところにより有価証券オプションの引継ぎが行われる場合には建玉の引継ぎを行えるものとする。

・ 業務方法書第79条の3

3. 東証銀行業株価指数オプション及び東証REIT指数オプションに係る清算価格等の決定方法及び清算手数料

(1) 清算価格等の決定方法

- ・ 当社が別に定める方法により理論価格として算出した数値を清算価格として定める。

・ 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い第2条、第2条の4、第4条

## (2) 清算手数料

- ・ 東証銀行業株価指数オプション及び東証REIT指数オプションに係る清算手数料を定める。
- ・ 清算手数料は、当社が引受けた債務及び清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てに係る数量について、東証銀行業株価指数オプションは1取引単位につき10円、東証REIT指数オプションは1取引単位につき2円とする

・ 手数料に関する規則別表

・ 手数料に関する規則別表

## 4. その他

- ・ その他、所要の改正を行う。

## III. 施行日

2018年6月25日から施行する。ただし、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、2018年6月25日以後の当社が定める日から施行する。

以 上

# オプション取引におけるフレックス限月取引の導入等に伴う関連諸規則の一部改正について

## 目 次

	(ページ)
1 業務方法書の一部改正新旧対照表	2
2 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表	8
3 業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	19
4 手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	22
5 清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表	24
6 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正 新旧対照表	27

## 業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(清算対象取引)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 清算対象取引は、次の各号に掲げる取引(当社が定めるものに限る。)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定金融商品市場における有価証券オプション取引(有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引及び同号に掲げる取引のうち同項第2号に<u>掲げる取引に準ずる取引として指定市場開設者が定める取引(有価証券に係る取引に限る。)</u>に係るものをいう。以下同じ。)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 指定金融商品市場における指数オプション取引(法第2条第21項第3号に掲げる取引のうち同項第2号に掲げる取引に準ずる取引として指定市場開設者が定める取引<u>(指数に係る取引に限る。)</u>に係るものをいう。以下同じ。)</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(清算資格の要件)</p> <p>第7条 前条1項又は第2項の申請に係る同条第4項の審査は、清算資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他証券取引等清算業務の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 業務執行体制</p> <p>清算対象取引についての第46条に定める債務の引受けに係る約定(有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買<u>又は取引</u>、第3条第2項第4号に規定する国債証券先物オプション取引の権利行使により成立する国債証券先物取引及び同項第6号に規定</p>	<p>(清算対象取引)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 清算対象取引は、次の各号に掲げる取引(当社が定めるものに限る。)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定金融商品市場における有価証券オプション取引(有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引をいう。以下同じ。)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 指定金融商品市場における指数オプション取引(法第2条第21項第3号に掲げる取引のうち同項第2号に掲げる取引に準ずる取引として指定市場開設者が定める取引に係るものをいう。以下同じ。)</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(清算資格の要件)</p> <p>第7条 前条1項又は第2項の申請に係る同条第4項の審査は、清算資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他証券取引等清算業務の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 業務執行体制</p> <p>清算対象取引についての第46条に定める債務の引受けに係る約定(有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買、第3条第2項第4号に規定する国債証券先物オプション取引の権利行使により成立する国債証券先物取引及び同項第6号に規定する指数</p>

する指数オプション取引の権利行使により成立する取引、第46条の2に定めるギブアップの成立により新たに負担する債務に係る取引並びに第64条の規定に基づく有価証券の貸借を含む。以下「清算約定」という。)の決済、損失の危険の管理及び法令(法及びその関係法令をいう。以下同じ。)、法令に基づく行政官庁の処分、この業務方法書その他の規則の遵守に関し適切な業務執行の体制を備えていること。

(有価証券等清算取次ぎの対象取引)

第38条 (略)

2 有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買又は取引のうち現物清算資格を有しない者による有価証券オプション取引の権利行使(対象有価証券の売買が発生するものに限る。)及び有価証券等清算取次ぎによる有価証券オプション取引の権利行使により成立するもの、第3条第2項第4号に掲げる国債証券先物オプション取引の権利行使により成立する国債証券先物取引のうち有価証券等清算取次ぎによる国債証券先物オプション取引の権利行使により成立するもの並びに同項第6号に掲げる指数オプション取引の権利行使により成立する取引のうち有価証券等清算取次ぎによる指数オプション取引の権利行使により成立するものについては、それぞれ有価証券等清算取次ぎによるものとみなしてこの業務方法書を適用する。ただし、現物清算参加者による有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買については、この限りでない。

(取引代金の授受)

第73条の3 有価証券オプション取引に係る清算約定が成立したときは、指数先物等清算参加者は、その取引代金を取引契約締

オプション取引の権利行使により成立する取引、第46条の2に定めるギブアップの成立により新たに負担する債務に係る取引並びに第64条の規定に基づく有価証券の貸借を含む。以下「清算約定」という。)の決済、損失の危険の管理及び法令(法及びその関係法令をいう。以下同じ。)、法令に基づく行政官庁の処分、この業務方法書その他の規則の遵守に関し適切な業務執行の体制を備えていること。

(有価証券等清算取次ぎの対象取引)

第38条 (略)

2 有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買のうち現物清算資格を有しない者による有価証券オプション取引の権利行使及び有価証券等清算取次ぎによる有価証券オプション取引の権利行使により成立するもの、同項第4号に掲げる国債証券先物オプション取引の権利行使により成立する国債証券先物取引のうち有価証券等清算取次ぎによる国債証券先物オプション取引の権利行使により成立するもの並びに同項第6号に掲げる指数オプション取引の権利行使により成立する取引のうち有価証券等清算取次ぎによる指数オプション取引の権利行使により成立するものについては、それぞれ有価証券等清算取次ぎによるものとみなしてこの業務方法書を適用する。ただし、現物清算参加者による有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買については、この限りでない。

(取引代金の授受)

第73条の3 有価証券オプション取引に係る清算約定が成立したときは、指数先物等清算参加者は、その取引代金を取引契約締

結の日（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引にあつては、取引契約締結を行った取引日（指定市場開設者がフレックス限月取引について定める取引日をいう。）の終了する日）の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時まで、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

（権利行使の申告）

第73条の4（略）

2（略）

3 指数先物等清算参加者は、権利行使日（指定市場開設者が定める有価証券オプション取引の権利行使日をいう。以下この節において同じ。）において次の各号に定める場合に該当する銘柄（権利行使により権利行使価格と現実価格（指定市場開設者が定める現実価格をいう。以下同じ。）との差に基づいて金銭を授受することとなる取引が成立する有価証券オプション取引（以下「差金決済型有価証券オプション取引」という。）に限る。）については、前2項の権利行使の申告を行うことができないものとする。

（1）有価証券プットオプションについては、権利行使価格がオプション清算値段（第6項に規定するオプション清算値段をいう。以下この節において同じ。）

以下である場合

（2）有価証券コールオプションについては、権利行使価格がオプション清算値段以上である場合

4 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の第1項又は第2項に規定する当社が定める時限までに第1項又は第2項の権利行使の申

結の日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時まで、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

（権利行使の申告）

第73条の4（略）

2（略）

（新設）

3 権利行使日（指定市場開設者が定める有価証券オプション取引の権利行使日をいう。以下この節において同じ。）において次の各号に定める場合に該当する銘柄につ

告が行われないうちであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、指数先物等清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。

(1) 有価証券プットオプションについては、権利行使価格がオプション清算値段を上回っている場合

(2) (略)

5 (略)

6 (略)

7 当社は、第1項又は第2項に規定する権利行使の申告を受けた場合（第4項の規定により権利行使の申告を受けたとみなされる場合を含む。）には、当該申告に係る権利行使の内容を、指定市場開設者に通知する。

8 指定現物清算参加者を指定している指数先物等清算参加者は、第1項の規定により権利行使の申告を行った場合（差金決済型有価証券オプション取引の権利行使の申告を行った場合を除き、第4項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合を含む。）は、遅滞なくその旨を当該指定現物清算参加者に通知しなければならない。

(権利行使の割当て)

第73条の5 (略)

2～4 (略)

5 指定現物清算参加者を指定している指数先物等清算参加者は、第2項の規定により権利行使の割当て（差金決済型有価証券オプション取引の権利行使の割当てを除く。）の通知を受けた場合は、遅滞なくその旨を当該指定現物清算参加者に通知しなければならない。

いては、当該日の前2項に規定する当社が定める時限までに前2項の権利行使の申告が行われないうちであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、指数先物等清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。

(1) 有価証券プットオプションについては、権利行使価格がオプション清算値段（第5項に規定するオプション清算値段をいう。以下この節において同じ。）を上回っている場合

(2) (略)

4 (略)

5 (略)

6 当社は、第1項又は第2項に規定する権利行使の申告を受けた場合（第3項の規定により権利行使の申告を受けたとみなされる場合を含む。）には、当該申告に係る権利行使の内容を、指定市場開設者に通知する。

7 指定現物清算参加者を指定している指数先物等清算参加者は、第1項の規定により権利行使の申告を行った場合（第3項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合を含む。）は、遅滞なくその旨を当該指定現物清算参加者に通知しなければならない。

(権利行使の割当て)

第73条の5 (略)

2～4 (略)

5 指定現物清算参加者を指定している指数先物等清算参加者は、第2項の規定により権利行使の割当ての通知を受けた場合は、遅滞なくその旨を当該指定現物清算参加者に通知しなければならない。

(権利行使に係る決済のための金銭の授受)

第73条の5の2 差金決済型有価証券オプション取引における権利行使が行われたときは、指数先物等清算参加者は、権利行使価格とオプション清算値段との差に相当する金銭を権利行使が行われた日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時までに、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(オプション清算値段の算出が不能等の場合の責任の所在)

第73条の5の3 指数先物等清算参加者は、オプション清算値段の算出の不能、遅延若しくは誤り又は変更により損害を被った場合においても、当社及び第73条の4第6項の指定市場開設者に対してその損害の賠償請求をすることができない。

(先物・オプション取引について授受する金銭の額及び授受の方法)

第73条の40 第73条の3、第73条の5の2、第73条の8、第73条の9、第73条の9の2、第73条の17、第73条の22から第73条の24まで、第73条の27及び第73条の30の規定による金銭の授受は、次の各号に掲げる単位の区分に従い、当該各号に定める金額により行うものとする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(有価証券オプション取引における建玉の調整)

(新設)

(オプション清算値段の算出が不能等の場合の責任の所在)

第73条の5の2 指数先物等清算参加者は、オプション清算値段の算出の不能、遅延若しくは誤り又は変更により損害を被った場合においても、当社及び第73条の4第5項の指定市場開設者に対してその損害の賠償請求をすることができない。

(先物・オプション取引について授受する金銭の額及び授受の方法)

第73条の40 第73条の3、第73条の8、第73条の9、第73条の9の2、第73条の17、第73条の22から第73条の24まで、第73条の27及び第73条の30の規定による金銭の授受は、次の各号に掲げる単位の区分に従い、当該各号に定める金額により行うものとする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(有価証券オプション取引における建玉の調整)



第79条の3 有価証券オプション取引における対象有価証券である株券について、1株を1株の整数倍に分割する株式分割が行われる場合、当該対象有価証券である株券に係る株式1株に対し1株の整数倍の同一種類の株式を割り当てる株式無償割当てが行われる場合、売買単位の変更が行われる場合、指定市場開設者が定めるところにより有価証券オプションの引継ぎが行われる場合その他当社が必要と認める場合には、当社が定めるところにより、当該対象有価証券に係る有価証券オプションを対象とする有価証券オプション取引における建玉を変更するものとする。

2 (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成30年6月25日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成30年6月25日以後の当社が定める日から施行する。

第79条の3 有価証券オプション取引における対象有価証券である株券について、1株を1株の整数倍に分割する株式分割が行われる場合、当該対象有価証券である株券に係る株式1株に対し1株の整数倍の同一種類の株式を割り当てる株式無償割当てが行われる場合、売買単位の変更が行われる場合その他当社が必要と認める場合には、当社が定めるところにより、当該対象有価証券に係る有価証券オプションを対象とする有価証券オプション取引における建玉を変更するものとする。

2 (略)

## 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引参加者の自己分の取引証拠金所要額)</p> <p>第4条 自己分の取引証拠金所要額は、自己分のSPAN証拠金額から自己分のネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額(第6条の2第1項及び第6条の3第1項の規定に基づき自己分の取引証拠金所要額の引上げが行われた場合においては、当該引上げ額を加算する。)とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自己分のネット・オプション価値の総額</p> <p>次のa又はbに掲げる自己分の買オプション価値の総額から自己分の売オプション価値の総額を差し引いて得た額をいう。</p> <p>a 自己分の買オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄のそれぞれについて、次の(a)から(c)までに定めるところにより算出した額の合計額とする。</p> <p>(a) 有価証券オプション取引については、取引参加者の自己の計算による買超数量(買建玉が売建玉を上回るときの買建玉と売建玉の差引数量をいう。以下同じ。)にその日(指定市場開設者が定めるフレックス限月取引にあつては、その取引日)の当該銘柄の清算価格(第7条に規定する清算価格をいう。以下この条において同じ。)を乗じて得た額に、当該銘柄の対象有価証券の売買単位(指定市場開設者が対象有価証券の売買について権利落の期日を定めた場合において、当該権利落の期日以</p>	<p>(取引参加者の自己分の取引証拠金所要額)</p> <p>第4条 自己分の取引証拠金所要額は、自己分のSPAN証拠金額から自己分のネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額(第6条の2第1項及び第6条の3第1項の規定に基づき自己分の取引証拠金所要額の引上げが行われた場合においては、当該引上げ額を加算する。)とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自己分のネット・オプション価値の総額</p> <p>次のa又はbに掲げる自己分の買オプション価値の総額から自己分の売オプション価値の総額を差し引いて得た額をいう。</p> <p>a 自己分の買オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄のそれぞれについて、次の(a)から(c)までに定めるところにより算出した額の合計額とする。</p> <p>(a) 有価証券オプション取引については、取引参加者の自己の計算による買超数量(買建玉が売建玉を上回るときの買建玉と売建玉の差引数量をいう。以下同じ。)にその日の当該銘柄の清算価格(第7条に規定する清算価格をいう。以下この条において同じ。)を乗じて得た額に、当該銘柄の対象有価証券の売買単位(指定市場開設者が対象有価証券の売買について権利落の期日を定めた場合において、当該権利落の期日以降の日における有価証券オプション取引の対象となる有価証券オプショ</p>

降の日における有価証券オプション取引の対象となる有価証券オプションに係る銘柄であるときは、対象有価証券の売買単位に指定市場開設者の定める数値を乗じて算出した数量。以下同じ。) を乗じて算出した額

(b) ・ (c) (略)

- b 自己分の売オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄のそれぞれについて、次の
- (a) から (c) までに定めるところにより算出した額の合計額とする。

(a) 有価証券オプション取引については、取引参加者の自己の計算による売超数量(売建玉が買建玉を上回るときの売建玉と買建玉の差引数量をいう。以下同じ。)にその日(指定市場開設者が定めるフレックス限月取引にあっては、その取引日)の当該銘柄の清算価格を乗じて得た額に、当該銘柄の対象有価証券の売買単位を乗じて算出した額

(b) ・ (c) (略)

(オプション取引に係る清算価格)

第7条 当社は、オプション取引の各銘柄について、指定市場開設者が定める当該各銘柄の取引開始日から権利行使日(国債証券先物オプション取引にあっては、権利行使期間満了の日)の前日までの間、取引日ごとに(有価証券オプション取引(指定市場開設者が定めるフレックス限月取引を除く。))にあっては、毎日)、当社の定めるところにより、清算価格を定める。

(取引証拠金の預託時限)

第15条 第9条から前条までの規定による取引証拠金の預託は、先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付け

ンに係る銘柄であるときは、対象有価証券の売買単位に指定市場開設者の定める数値を乗じて算出した数量。以下同じ。) を乗じて算出した額

(b) ・ (c) (略)

- b 自己分の売オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄のそれぞれについて、次の
- (a) から (c) までに定めるところにより算出した額の合計額とする。

(a) 有価証券オプション取引については、取引参加者の自己の計算による売超数量(売建玉が買建玉を上回るときの売建玉と買建玉の差引数量をいう。以下同じ。)にその日の当該銘柄の清算価格を乗じて得た額に、当該銘柄の対象有価証券の売買単位を乗じて算出した額

(b) ・ (c) (略)

(オプション取引に係る清算価格)

第7条 当社は、オプション取引の各銘柄について、指定市場開設者が定める当該各銘柄の取引開始日から権利行使日(国債証券先物オプション取引にあっては、権利行使期間満了の日)の前日までの間、取引日ごとに(有価証券オプション取引にあっては、毎日)、当社の定めるところにより、清算価格を定める。

(取引証拠金の預託時限)

第15条 第9条から前条までの規定による取引証拠金の預託は、先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付け

が成立した取引日の終了する日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引を除く。）にあっては、売付けが成立した日）の翌日の午前11時までに行うものとする。

（委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金の維持）

第17条 清算参加者は、委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金として当社に預託している金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が第24条の2第2項に規定する区分口座ごとの委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額（第6条の2第2項又は第3項の規定に基づき委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の引上げが行われた場合においては、当該引上げ額を加算する。）に満たない場合は、その不足額以上の額を、委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の午前11時までに、当社が定めるところにより、当社に追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

（日中取引証拠金所要額）

第20条の3 日中取引証拠金所要額は、日中リスク再計算額に日中先物取引差金相当額及び日中オプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する区分口座（第46条の3第1項第1号に規定する区分口座を除く。以下この条、第22条、第23条の2、第23条の3及び第24条の2において同じ。）ごとの担保超過リスク額を合計した額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

が成立した取引日の終了する日（有価証券オプション取引にあっては、売付けが成立した日）の翌日の午前11時までに行うものとする。

（委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金の維持）

第17条 清算参加者は、委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金として当社に預託している金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が第24条の2第2項に規定する委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額（第6条の2第2項又は第3項の規定に基づき委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の引上げが行われた場合においては、当該引上げ額を加算する。）に満たない場合は、その不足額以上の額を、委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の午前11時までに、当社が定めるところにより、当社に追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

（日中取引証拠金所要額）

第20条の3 日中取引証拠金所要額は、日中リスク再計算額に日中先物取引差金相当額及び日中オプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する区分口座（第46条の3第1項第1号に規定する区分口座を除く。以下この条、第22条、第23条の2、第23条の3及び第24条の2において同じ。）ごとの担保超過リスク額を合計した額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

## (1) 日中リスク再計算額

第4条の規定中「先物・オプション取引に係る取引参加者の自己の計算による」とあるのは「国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。）、指数先物取引又は指数オプション取引にあつては、その取引日）の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「その取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉」とあるのは「その前取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉」と、「自己分の買オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「自己分の買オプション価値の総額は、国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。）、指数先物取引又は指数オプション取引にあつては、その取引日）の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「有価証券オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「有価証券オプション取引についてはその日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。））についてはその取引日）の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「清算価格」とあるのは「日中清算価格」と、「国債証券先物オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるの

## (1) 日中リスク再計算額

第4条の規定中「先物・オプション取引に係る取引参加者の自己の計算による」とあるのは「国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（指数先物取引又は指数オプション取引にあつては、その取引日）の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「その取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉」とあるのは「その前取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉」と、「自己分の買オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「自己分の買オプション価値の総額は、国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（指数先物取引又は指数オプション取引にあつては、その取引日）の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「有価証券オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「有価証券オプション取引についてはその日の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「清算価格」とあるのは「日中清算価格」と、「国債証券先物オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点における取引参加者の自己の計算による」と、「指数オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「指数オプション取引についてはその取引日の午前11時時点に

は「国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点における取引参加者の自己の計算による」と、「指数オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「指数オプション取引についてはその取引日の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「自己分の売オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「自己分の売オプション価値の総額は、国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。）、指数先物取引又は指数オプション取引にあっては、その取引日）の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と読み替えて同条の規定により計算した自己分の取引証拠金所要額に相当する額

(2) 日中先物取引差金相当額

先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする。

a (略)

b 前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の清算値段（国債証券先物取引に係るMini取引及び指数先物取引にあっては、清算数値）と日中清算値段（国債証券先物取引に係るMini取引及び指数先物取引にあっては、日中清算数値）との差に相当する額

(3) 日中オプション取引代金相当額

次のa及びbに定める額を合計した額とする。

a (略)

b 有価証券オプション取引及び指数オ

における取引参加者の自己の計算による」と、「自己分の売オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「自己分の売オプション価値の総額は、国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（指数先物取引又は指数オプション取引にあっては、その取引日）の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と読み替えて同条の規定により計算した自己分の取引証拠金所要額に相当する額

(2) 日中先物取引差金相当額

先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする。

a (略)

b 前取引日の自己の計算による建玉及び顧客の委託に基づく建玉について、前取引日の清算値段（国債証券先物取引に係るMini取引及び指数先物取引にあっては、清算数値）と日中清算値段（国債証券先物取引に係るMini取引及び指数先物取引にあっては、日中清算数値）との差に相当する額

(3) 日中オプション取引代金相当額

次のa及びbに定める額を合計した額とする。

a (略)

b 有価証券オプション取引及び指数オ

プシオン取引について、その日の午前立会における午前11時まで（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。）及び指数オプション取引にあつては、その取引日の日中立会における午前11時まで）に行われた自己の計算によるオプション取引（当該日又は当該取引日の午前11時までに行われたJ-NE T取引を含む。）に係る取引代金に相当する額

(4) (略)

(緊急取引証拠金所要額)

第22条 緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額に先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する区分口座ごとの担保超過リスク額を合計した額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) リスク再計算額

第4条の規定中「先物・オプション取引に係る取引参加者の自己の計算による」とあるのは「国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午後1時時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。）、指数先物取引又は指数オプション取引にあつては、その取引日）の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「その取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉」とあるのは「その前取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉」と、「自己分の買オプション価値の総額

プシオン取引について、その日の午前立会における午前11時まで（指数オプション取引にあつては、その取引日の日中立会における午前11時まで）に行われた自己の計算によるオプション取引（当該日又は当該取引日の午後1時までに行われたJ-NE T取引を含む。）に係る取引代金に相当する額

(4) (略)

(緊急取引証拠金所要額)

第22条 緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額に先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する区分口座ごとの担保超過リスク額を合計した額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) リスク再計算額

第4条の規定中「先物・オプション取引に係る取引参加者の自己の計算による」とあるのは「国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午後1時時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（指数先物取引又は指数オプション取引にあつては、その取引日）の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「その取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉」とあるのは「その前取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉」と、「自己分の買オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「自己分の買オプション価値の総額は、国債証券

は、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「自己分の買オプション価値の総額は、国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午後1時時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。））、指数先物取引又は指数オプション取引にあつては、その取引日）の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「有価証券オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「有価証券オプション取引についてはその日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。））についてはその取引日）の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「清算価格」とあるのは「緊急清算価格」と、「国債証券先物オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「指数オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「指数オプション取引についてはその取引日の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「自己分の売オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「自己分の売オプション価値の総額は、国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午後1時時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に

先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午後1時時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（指数先物取引又は指数オプション取引にあつては、その取引日）の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「有価証券オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「有価証券オプション取引についてはその日の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「清算価格」とあるのは「緊急清算価格」と、「国債証券先物オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「指数オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「指数オプション取引についてはその取引日の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「自己分の売オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「自己分の売オプション価値の総額は、国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午後1時時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（指数先物取引又は指数オプション取引にあつては、その取引日）の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と読み替えて同条の規定により計算した自己分の取引証拠金所要額に相当する額



限る。) 、指数先物取引又は指数オプション取引にあつては、その取引日)の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と読み替えて同条の規定により計算した自己分の取引証拠金所要額に相当する額

(2) 先物取引差金相当額

次のa及びbに定める額を合計した額とする。

a (略)

b 前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の清算値段(国債証券先物取引に係るMini取引及び指数先物取引にあつては、清算数値)と緊急清算値段(国債証券先物取引に係るMini取引及び指数先物取引にあつては、緊急清算数値)との差に相当する額

(3) オプション取引代金相当額

次のa及びbに定める額を合計した額とする。

a (略)

b 有価証券オプション取引及び指数オプション取引について、その日の午後立会における午後1時まで(有価証券オプション取引(フレックス限月取引に限る。))及び指数オプション取引にあつては、その取引日の日中立会における午後1時まで)に行われた自己の計算によるオプション取引(当該日又は当該取引日の午後1時までに行われたJ-NET取引を含む。)に係る取引代金に相当する額

(4) (略)

(取引証拠金所要額の通知)

第24条の2 当社は、取引日ごとに(有価証券オプション取引(指定市場開設者が定めるフレックス限月取引を除く。))にあつては、毎日)、建玉確定処理(業務方法書

(2) 先物取引差金相当額

次のa及びbに定める額を合計した額とする。

a (略)

b 前取引日の自己の計算による建玉、顧客の委託に基づく建玉について、前取引日の清算値段(国債証券先物取引に係るMini取引及び指数先物取引にあつては、清算数値)と緊急清算値段(国債証券先物取引に係るMini取引及び指数先物取引にあつては、緊急清算数値)との差に相当する額

(3) オプション取引代金相当額

次のa及びbに定める額を合計した額とする。

a (略)

b 有価証券オプション取引及び指数オプション取引について、その日の午後立会における午後1時まで(指数オプション取引にあつては、その取引日の日中立会における午後1時まで)に行われた自己の計算によるオプション取引(当該日又は当該取引日の午後1時までに行われたJ-NET取引を含む。)に係る取引代金に相当する額

(4) (略)

(取引証拠金所要額の通知)

第24条の2 当社は、取引日ごとに(有価証券オプション取引にあつては、毎日)、建玉確定処理(業務方法書第73条の2、第73条の6、第73条の16、第73条

第73条の2、第73条の6、第73条の16、第73条の20及び第73条の26の規定による申告数量を決済に係るものとして減じる処理並びに同第73条の19の規定によるオプションの権利行使及び割当てに伴う建玉の加減の処理をいう。以下この条において同じ。)の後に、その取引日(有価証券オプション取引(指定市場開設者が定めるフレックス限月取引を除く。))にあつては、その日)の自己分の取引証拠金所要額を清算参加者に通知するものとする。

- 2 当社は、取引日ごとに(有価証券オプション取引(指定市場開設者が定めるフレックス限月取引を除く。))にあつては、毎日)、その取引日(有価証券オプション取引(指定市場開設者が定めるフレックス限月取引を除く。))にあつては、その日をいう。以下この項において同じ。)の建玉確定処理後に、業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する区分口座ごとに第5条の2で規定する取引証拠金所要額を、当該区分口座におけるその取引日の委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額として、清算参加者に対し、通知するものとする。

(委託分及び有価証券等清算取次ぎ分のポジション申告)

- 第25条 清算参加者は、取引日ごとに(有価証券オプション取引(指定市場開設者が定めるフレックス限月取引を除く。))にあつては、毎日)、各銘柄について、業務方法書第46条の3第2号a、同条第3号a及び第46条の4第2号aに規定する区分口座ごとに、当該銘柄に係る各顧客又は任意に細分化した単位の売建玉及び買建玉に係る情報を当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、当該清算参加者は、当該売建玉及び買建玉のうち、有価証券等清算取次ぎの委託に基

の20及び第73条の26の規定による申告数量を決済に係るものとして減じる処理並びに第73条の19の規定によるオプションの権利行使及び割当てに伴う建玉の加減の処理をいう。以下この条において同じ。)の後に、その取引日(有価証券オプション取引にあつては、その日)の自己分の取引証拠金所要額を清算参加者に通知するものとする。

- 2 当社は、取引日ごとに(有価証券オプション取引にあつては、毎日)、その取引日(有価証券オプション取引にあつては、その日をいう。以下この項において同じ。)の建玉確定処理後に、業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する区分口座ごとに第5条の2で規定する取引証拠金所要額を、当該区分口座におけるその取引日の委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額として、清算参加者に対し、通知するものとする。

(委託分及び有価証券等清算取次ぎ分のポジション申告)

- 第25条 清算参加者は、取引日ごとに(有価証券オプション取引にあつては、毎日)、各銘柄について、業務方法書第46条の3第2号a、同条第3号a及び第46条の4第2号aに規定する区分口座ごとに、当該銘柄に係る各顧客又は任意に細分化した単位の売建玉及び買建玉に係る情報を当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、当該清算参加者は、当該売建玉及び買建玉のうち、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉及び買建玉に係る情報に限り、自らの申告に代えて、

づく売建玉及び買建玉に係る情報に限り、自らの申告に代えて、非清算参加者をして申告を行わせることができる。

非清算参加者をして申告を行わせることができる。

### 別表 1

代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表

- 1 (略)
- 2 前項の有価証券の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。

有価証券の種類		時価	時価に乗すべき率
(略)	(略)	(略)	(略)
外国国債証券	(略)	(略)	(略)
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の90 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の88 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の86 (6) 残存期間1年以内のもの 100分の85

### 別表 1

代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表

- 1 (略)
- 2 前項の有価証券の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。

有価証券の種類		時価	時価に乗すべき率
(略)	(略)	(略)	(略)
外国国債証券	(略)	(略)	(略)
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の90 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の88 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の86 (6) 残存期間1年以内のもの 100分の85

	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 1.～6. (略)

3 (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成30年6月25日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成30年6月25日以後の当社が定める日から施行する。

	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 1.～6. (略)

3 (略)

## 業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧						
<p>(緊急停止を行う時間)</p> <p>第9条の4 業務方法書第29条の5に定める当社が定める時間は、午後1時から<u>その翌日</u> (休業日に当たるときは、<u>順次繰り下げる。</u>)の午前9時までの間とする。</p> <p>(アロケーション申告等)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 前項の場合において、アロケーション申告は、当該未決済約定に係る先物・オプション取引が成立した取引日 (指定市場開設者が<u>有価証券オプション取引 (指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。)</u>、<u>国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引について定める取引日をいう。</u>)の終了する日の午後6時まで (有価証券オプション取引 (<u>フレックス限月取引を除く。</u>)) にあつては当該取引が成立した日の午後6時まで) に行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第1 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 業務方法書第15条の2第4項及び第5項、第16条第5項及び第6項、第52条第3項及び第4項並びに第70条第3項及び第4項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。</p>	<p>(緊急停止を行う時間)</p> <p>第9条の4 業務方法書第29条の5に定める当社が定める時間は、午後1時から<u>取引日</u> (指定市場開設者が<u>国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引について定める取引日をいう。</u>) が終了する日の午前9時までの間とする。</p> <p>(アロケーション申告等)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 前項の場合において、アロケーション申告は、当該未決済約定に係る先物・オプション取引が成立した取引日 (指定市場開設者が<u>国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引について定める取引日をいう。</u>) の終了する日の午後6時まで (有価証券オプション取引にあつては当該取引が成立した日の午後6時まで) に行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第1 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 業務方法書第15条の2第4項及び第5項、第16条第5項及び第6項、第52条第3項及び第4項並びに第70条第3項及び第4項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="150 2047 427 2092">有価証券の種類</td> <td data-bbox="427 2047 531 2092">時価</td> <td data-bbox="531 2047 794 2092">時価に乗ずべき率</td> </tr> </table>	有価証券の種類	時価	時価に乗ずべき率	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="820 2047 1098 2092">有価証券の種類</td> <td data-bbox="1098 2047 1201 2092">時価</td> <td data-bbox="1201 2047 1469 2092">時価に乗ずべき率</td> </tr> </table>	有価証券の種類	時価	時価に乗ずべき率
有価証券の種類	時価	時価に乗ずべき率					
有価証券の種類	時価	時価に乗ずべき率					

(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
外国国債証 券	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94
			(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92
			(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の90
			(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の88
			(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の86
			(6) 残存期間1年以内のもの 100分の85
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 1.～4. (略)  
2～7 (略)

付 則

- この改正規定は、平成30年6月25日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その

(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
外国国債証 券	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94
			(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92
			(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の90
			(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の88
			(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の86
			(6) 残存期間1年以内のもの 100分の85
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 1.～4. (略)  
2～7 (略)

他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成30年6月25日以後の当社が定める日から施行する。

## 手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率				別表 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率			
1 (略)				1 (略)			
2 業務方法書第3条第2項第2号から第6号までに掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。				2 業務方法書第3条第2項第2号から第6号までに掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。			
清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率	清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
業務方法書第3条第2項第6号に掲げる指数オプション取引	日経平均オプション取引(通常限月取引及びフレックス限月取引) (注1)	(略)	(略)	業務方法書第3条第2項第6号に掲げる指数オプション取引	日経平均オプション取引(通常限月取引) (注1)	(略)	(略)
	日経平均オプション取引(週次設定限月取引) (注1)	(略)	(略)		日経平均オプション取引(週次設定限月取引) (注1)	(略)	(略)
	TOPIXオプション取引、JPX日経インデックス400オプション取引及び東証銀行業株価指数オプション取引 (注1)	(略)	(略)		TOPIXオプション取引及びJPX日経インデックス400オプション取引 (注1)	(略)	(略)
	東証REIT指数オプション取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)について、1取引単位につき				



			<u>2円</u> <u>(注3)</u>		
		<u>権利行使及び権利行使の割当てに係る数量</u>	<u>当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てに係る数量について、1取引単位につき</u> <u>2円</u>		(新設)
(注1)～(注5) (略)				(注1)～(注5) (略)	
<p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成30年6月25日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成30年6月25日以後の当社が定める日から施行する。</p>					

## 清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別表 清算基金所要額の算出に関する表</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 国債先物等清算資格に係る清算基金所要額（以下「国債先物等清算基金所要額」という。） 国債先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">国債先物等清算基金所要額 = 期間最大基準PML額<sub>JGB</sub> × 個社按分基礎IM額<sub>JGB</sub> / 按分基礎IM総額<sub>JGB</sub></p> <p>a 期間最大基準PML額<sub>JGB</sub>とは、日次最大基準PML額<sub>JGB</sub>の算出対象期間（先物・オプション清算基金所要額算出基準日からさかのぼって6か月間をいう。次項において同じ。）における最大値をいう。 （注1）～（注1-1-1） (略) （注1-1-2） 基準PML額<sub>JGB</sub>とは、国債先物等清算資格に係る各区分口座（業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する各区分口座をいう。）に関して、ストレスシナリオの下で未決済約定（算出時にクロスマージン対象国債先物清算約定となっているものを除く。）から生じる損失額から国債先物等清算資格に係る取引証拠金所要相当額（清算資格の種類ごとの建玉について計算した取引証拠金所要額に相当する額をいう。以下同じ。）を控除</p>	<p>別表 清算基金所要額の算出に関する表</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 国債先物等清算資格に係る清算基金所要額（以下「国債先物等清算基金所要額」という。） 国債先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">国債先物等清算基金所要額 = 期間最大基準PML額<sub>JGB</sub> × 個社按分基礎IM額<sub>JGB</sub> / 按分基礎IM総額<sub>JGB</sub></p> <p>a 期間最大基準PML額<sub>JGB</sub>とは、日次最大基準PML額<sub>JGB</sub>の算出対象期間（先物・オプション清算基金所要額算出基準日からさかのぼって6か月間をいう。次項において同じ。）における最大値をいう。 （注1）～（注1-1-1） (略) （注1-1-2） 基準PML額<sub>JGB</sub>とは、国債先物等清算資格に係る各区分口座（業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する各区分口座をいう。）に関して、ストレスシナリオの下で未決済約定（算出時にクロスマージン対象国債先物清算約定となっているものを除く。）から生じる損失額から国債先物等清算資格に係る取引証拠金所要相当額（清算資格の種類ごとの建玉について計算した取引証拠金所要額に相当する額をいう。以下同じ。）を控</p>

した額（当該各区分口座のうち業務方法書第46条の3第1号に規定する区分口座以外の区分口座にあっては、正の額に限る。）を合計した額をいう。

b・c (略)

3. 指数先物等清算資格に係る清算基金所要額（以下「指数先物等清算基金所要額」という。）

指数先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。

指数先物等清算基金所要額 = 期間最大基準PML額<sub>IDX</sub> × 個社按分基礎IM額<sub>IDX</sub> / 按分基礎IM総額<sub>IDX</sub>

a 期間最大基準PML額<sub>IDX</sub>とは、日次最大基準PML額<sub>IDX</sub>の算出対象期間における最大値をいう。

(注1)・(注1-1) (略)

(注1-1-1) 基準PML額<sub>IDX</sub>とは、指数先物等清算資格に係る各区分口座（業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する各区分口座をいう。）に関して、ストレスシナリオの下で未決済約定から生じる損失額から指数先物等清算資格に係る取引証拠金所要相当額を控除した額（当該各区分口座のうち業務方法書第46条の3第1号に規定する区分口座以外の区分口座にあっては、正の額に限る。）を合計した額をいう。

b・c (略)

4. (略)

除した額（当該各区分口座のうち業務方法書第46条の3第1号に規定する区分口座以外の区分口座にあっては、正の額に限る。）を合計した額をいう。

b・c (略)

3. 指数先物等清算資格に係る清算基金所要額（以下「指数先物等清算基金所要額」という。）

指数先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。

指数先物等清算基金所要額 = 期間最大基準PML額<sub>IDX</sub> × 個社按分基礎IM額<sub>IDX</sub> / 按分基礎IM総額<sub>IDX</sub>

a 期間最大基準PML額<sub>IDX</sub>とは、日次最大基準PML額<sub>IDX</sub>の算出対象期間における最大値をいう。

(注1)・(注1-1) (略)

(注1-1-1) 基準PML額<sub>IDX</sub>とは、指数先物等清算資格に係る各区分口座（業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する各区分口座をいう。）に関して、ストレスシナリオの下で未決済約定から生じる損失額から指数先物等清算資格に係る取引証拠金所要相当額を控除した額（当該各区分口座のうち業務方法書第46条の3第1項に規定する区分口座以外の区分口座にあっては、正の額に限る。）を合計した額をいう。

b・c (略)

4. (略)

## 付 則

- 1 この改正規定は、平成30年6月25日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成30年6月25日以後の当社が定める日から施行する。

## 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(オプション取引に係る清算価格)</p> <p>第2条 取引証拠金規則第7条に規定する清算価格は、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、清算価格として適当でないと当社が認める場合には、当社がその都度定める数値とする。</p> <p>(1) 有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、東証株価指数(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。))が算出する東証株価指数をいう。以下同じ。)に係る指数オプション取引、<u>J P X日経インデックス400(株式会社日本取引所グループ、東京証券取引所及び株式会社日本経済新聞社(以下「日本経済新聞社」という。))が算出するJ P X日経インデックス400をいう。以下同じ。)</u>に係る指数オプション取引、<u>東証銀行業株価指数(東京証券取引所が算出する東証銀行業株価指数をいう。以下同じ。)</u>に係る指数オプション取引及び<u>東証REIT指数(東京証券取引所が算出する東証REIT指数をいう。以下同じ。)</u>に係る指数オプション取引の各銘柄</p> <p>当社が別表3「オプション取引の理論価格算出に関する表」に定める方法により理論価格として算出した数値。ただし、当該取引日の立会の呼値の状況等を勘案して、理論価格を清算価格として定めることが適当でないと認める銘柄については、当該状況等を勘案して、当社が定める数値とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(日中清算値段、日中清算数値及び日中清算価格に関する準用等)</p>	<p>(オプション取引に係る清算価格)</p> <p>第2条 取引証拠金規則第7条に規定する清算価格は、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、清算価格として適当でないと当社が認める場合には、当社がその都度定める数値とする。</p> <p>(1) 有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、東証株価指数(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。))が算出する東証株価指数をいう。以下同じ。)に係る指数オプション取引及び<u>J P X日経インデックス400(株式会社日本取引所グループ、東京証券取引所及び株式会社日本経済新聞社(以下「日本経済新聞社」という。))が算出するJ P X日経インデックス400をいう。以下同じ。)</u>に係る指数オプション取引の各銘柄</p> <p>当社が別表3「オプション取引の理論価格算出に関する表」に定める方法により理論価格として算出した数値。ただし、当該取引日の立会の呼値の状況等を勘案して、理論価格を清算価格として定めることが適当でないと認める銘柄については、当該状況等を勘案して、当社が定める数値とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(日中清算値段、日中清算数値及び日中清算価格に関する準用等)</p>

## 第2条の4 (略)

## 2 (略)

3 第2条の規定は、取引証拠金規則第20条の4の規定により日経平均に係るオプション取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、東証株価指数に係る指数オプション取引、J P X日経インデックス400に係る指数オプション取引、東証銀行業株価指数に係る指数オプション取引及び東証REIT指数に係る指数オプション取引に係る日中清算価格を定める場合について準用する。この場合において、別表3の1. 中「当日の当該銘柄の対象有価証券の最終約定値段（指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の最終値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）」とあるのは「日中清算価格算出時の当該銘柄の対象有価証券の直前の約定値段（指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の直前の約定値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された直前の気配値段を含む。）」と、別表3の2. 中「清算値段」とあるのは「日中清算値段」と、別表3の2. 中「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「日中清算価格算出時の」と読み替えるものとする。

(緊急清算値段、緊急清算数値及び緊急清算価格に関する準用等)

第4条 取引証拠金規則第23条に規定する当社が定める緊急清算値段(Mini取引については、緊急清算数値)は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(1) (略)

(2) 前号の規定にかかわらず、L a r

## 第2条の4 (略)

## 2 (略)

3 第2条の規定は、取引証拠金規則第20条の4の規定により日経平均に係るオプション取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、東証株価指数に係る指数オプション取引及びJ P X日経インデックス400に係る指数オプション取引に係る日中清算価格を定める場合について準用する。この場合において、別表3の1. 中「当日の当該銘柄の対象有価証券の最終約定値段（指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の最終値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）」とあるのは「日中清算価格算出時の当該銘柄の対象有価証券の直前の約定値段（指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の直前の約定値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された直前の気配値段を含む。）」と、別表3の2. 中「清算値段」とあるのは「日中清算値段」と、別表3の2. 中「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「日中清算価格算出時の」と読み替えるものとする。

(緊急清算値段、緊急清算数値及び緊急清算価格に関する準用等)

第4条 取引証拠金規則第23条に規定する当社が定める緊急清算値段(Mini取引については、緊急清算数値)は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(1) (略)

(2) 前号の規定にかかわらず、L a r

g e取引については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日以降においては、当該L a r g e取引の限月取引の取引最終日の清算値段を緊急清算値段とし、M i n i取引については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（指定市場開設者が取引を継続して行わせることが適当でない又は困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで当該指定市場開設者が当該限月取引の最終清算数値を定める際に用いるL a r g e取引の限月取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。）においては、当該M i n i取引の限月取引の取引最終日の清算数値を緊急清算数値とする。

2 （略）

3 第2条の規定は、取引証拠金規則第23条の規定により日経平均に係るオプション取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、東証株価指数に係る指数オプション取引、J P X日経インデックス400に係る指数オプション取引、東証銀行業株価指数に係る指数オプション取引及び東証R E I T指数に係る指数オプション取引に係る緊急清算価格を定める場合について準用する。この場合において、別表3の1. 中「当日の当該銘柄の対象有価証券の最終約定値段（指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の最終値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）」とあるのは「緊急清算価格算出時の当該銘柄の対象有価証券の直前の約定値段（指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の直前の約定値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより

g e取引については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日以降においては、当該L a r g e取引の限月取引の取引最終日の清算値段を緊急清算値段とし、M i n i取引については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（指定市場開設者が取引を継続して行わせることが適当でない又は困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで当該指定市場開設者が当該限月取引の最終清算数値を定める際に用いるL a r g e取引の限月取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。）においては、当該M i n i取引の限月取引の取引最終日の清算数値を緊急清算数値とする。

2 （略）

3 第2条の規定は、取引証拠金規則第23条の規定により日経平均に係るオプション取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、東証株価指数に係る指数オプション取引及びJ P X日経インデックス400に係る指数オプション取引に係る緊急清算価格を定める場合について準用する。この場合において、別表3の1. 中「当日の当該銘柄の対象有価証券の最終約定値段（指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の最終値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）」とあるのは「緊急清算価格算出時の当該銘柄の対象有価証券の直前の約定値段（指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の直前の約定値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された直前の気配値段を含む。）」と、別表3の2. 中「清算値段」とあるのは「緊急

気配表示された直前の気配値段を含む。)」  
と、別表3の2.中「清算値段」とあるのは「緊急清算値段」と、別表3の3.中「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算価格算出時の」と読み替えるものとする。

(国債証券の取扱い)

第7条 清算参加者は、取引証拠金規則別表1第2項に規定する国債証券を当社に預託する場合には、日本銀行に設けられた当社名義の口座への振替により当該預託を行うものとする。

(株券等の取扱い)

第8条 清算参加者は、次の各号に掲げる有価証券を当社に預託する場合には、株式会社証券保管振替機構に開設された当社名義の口座への振替により当該預託を行うものとする。

(1) 取引証拠金規則別表1第2項に規定する株券、優先出資証券、外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、債券(国債証券及び新株予約権付社債券を除く。)及び転換社債型新株予約権付社債券

(2) 取引証拠金規則別表1第2項に規定する投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年6月25日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定

清算値段」と、別表3の3.中「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算価格算出時の」と読み替えるものとする。

(国債証券の取扱い)

第7条 清算参加者は、取引証拠金規則別表第2項に規定する国債証券を当社に預託する場合には、日本銀行に設けられた当社名義の口座への振替により当該預託を行うものとする。

(株券等の取扱い)

第8条 清算参加者は、次の各号に掲げる有価証券を当社に預託する場合には、株式会社証券保管振替機構に開設された当社名義の口座への振替により当該預託を行うものとする。

(1) 取引証拠金規則別表第2項に規定する株券、優先出資証券、外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、債券(国債証券及び新株予約権付社債券を除く。)及び転換社債型新株予約権付社債券

(2) 取引証拠金規則別表第2項に規定する投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの



を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成30年6月25日以後の当社が定める日から施行する。